

文京区男女平等参画に関する区民調査からみえた課題

令和2年度に実施した文京区男女平等参画に関する区民調査（以下「今回調査」）からみえた課題について、現行の文京区男女平等参画推進計画の体系に基づき整理しました。

I 男女平等参画社会を支える意識の形成

【現行計画で示されている大項目（目標）の考え方】

男女平等参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等の意識を有することが不可欠です。男女共同参画社会基本法が制定されて以降、法制度の整備は進められてきましたが、現実社会においては、固定的な性別役割の意識がいまだ根強く、男女の自由な生き方を縛ったり、可能性を狭めたりするなど、多くの課題が残されています。性差に関わらず、個人の個性と能力を發揮できるよう、生涯にわたる教育・学習を通じて、男女平等意識の浸透を図らなければなりません。今後も、あらゆる場面において男女平等参画社会を支える意識を形成するため、広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

○ 社会全体に対する平等感・学校教育現場における平等感は、全国と比べて低い

社会の様々な場面を全体的にみたときに、女性と男性が「平等」と感じている人は1割強となっています。この割合は、平成27年度に実施した「文京区男女平等参画に関する区民調査」（以下「前回調査」という。）の割合とほとんど変化はなく、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年実施）」（以下「全国世論調査」という。）の2割強よりも低いことから、社会全体に対する平等感は高くない傾向にあることが分かります。（問6・ク）

また、学校教育現場において、「平等」と感じている人は5割で、全国世論調査の6割強よりも10ポイント以上低く、男女別に偏りが生じていることがうかがえます。（問6・ウ）

○ 「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人が、増えている

「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」する人は約8割であり、前回調査の7割強よりも増えています。また、全国世論調査の約6割よりも高く、従前から定着していた社会通念が変わりつつあることが分かります。（問4・カ）

○ 男女平等参画社会の実現に向けて学校における男女平等教育の推進が、最も必要

男女平等参画社会を実現するために区が力を入れるべきことの上位1位は、「学校における男女平等教育の推進」となっており、子どもの頃からの男女平等教育が求められています。（問35）

○ 教育現場等では日常的に男女の区別なく能力を生かせるような配慮が必要

教育現場等において男女平等参画を推進するために力を入れるべきことは、「日常の保育、生活指導や進路指導において、子どもが男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」が6割半ばと最も高く、次いで「子どもの成長と発達に応じた性教育を行う」が4割強となっています。

「子どもの成長と発達に応じた性教育を行う」について男女・年代別にみると、女性10～30歳代が約5割と全体（4割強）と比べて高くなっており、若い女性が性教育を重視していることが分かります。（問5）

II 男女平等参画の推進と女性の活躍

【現行計画で示されている大項目（目標）の考え方】

「女性活躍推進法」が平成28年4月1日より全面施行されました。この法整備により、301人以上の民間事業主や地方公共団体は、様々な施策や報告事項が義務付けられ、300人以下の民間事業主は努力義務となりました。しかし、女性の活躍の場は、働く場ばかりではなく、政治や司法、行政、経済、地域など様々な分野で求められています。

これまでもポジティブ・アクション（積極的改善措置）等について様々な取組や推進、普及啓発が行われたものの、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が低いのが現状です。このことを踏まえ、女性の参画拡大の動きをさらに加速するため、採用・登用・能力開発を視野に入れた一般事業主行動計画の策定を導入することが必要です。多様な人材の能力活用の観点からも、重要な担い手として、女性の役割が再認識されています。

また、男性に対しては、両立支援制度の活用を促すことにより、家事・育児・介護・地域等に参画可能となるため、この環境整備が求められています。

(1) 家庭生活の場面

○ 家庭生活における平等感は、全国と比べて低い

家庭生活において、「平等」と感じている人は3割弱で、全国世論調査の4割半ばよりも低く、家庭生活における平等感は低い傾向にあることが分かります。（問6・ア）

○ 家事を自分の役割とする男性は、女性の半分以下

家庭における役割分担のうち、「炊事・洗濯・掃除などの家事」を「主に自分」の役割と回答する女性（8割弱）は男性（3割半ば）の2倍以上となっています。（問1・ア）

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による家事の負担感は、女性の方が男性よりも強い

新型コロナウイルス感染拡大以降の家事の量の変化は、「変化なし」（5割強）が最も高くなっています。男女別に「増えた」と回答した人の割合をみると、女性（約4割）の方が男性（3割半ば）より高くなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により家事が増えたことの負担感を男女別にみると、「負担を感じる」と回答した人の割合は女性（約6割）の方が男性（3割強）よりも約2倍高く、男性よりも女性に負担がかかっていることがうかがえます。（問3、問3-2）

(2) 地域活動・社会活動の場面

○ 地域活動・社会活動における平等感は、全国と比べて低い

地域活動・社会活動において、「平等」と感じている人は約2割半ばで、全国世論調

査（5割弱）よりも20ポイント以上低くなっています。（問6・エ）

○ 「町会や自治会の活動」への参加状況において、性別の違いはほとんどない

この1年間に何かしらの地域活動や社会活動に参加した人の割合をみると、3割半ばとなっており、前回調査（5割強）よりも低くなっています。ただし、前回から設問の文言を変更している点と、新型コロナウイルス感染症の影響により参加機会が減少した可能性がある点は留意すべきです。

「町会や自治会の活動」に参加した人の割合を男女別にみると、男性が1割半ば、女性が1割強であり、ほぼ同じ割合となっています。（問16）

○ 地域活動における女性リーダーを増やすためには、活動時間帯の工夫が必要

地域活動における女性リーダーを増やすために必要なことは、「様々な人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」が5割弱と最も高く、男女別にみると、女性（5割半ば）の方が男性（4割半ば）よりも10ポイント以上高くなっています。このことから、家事、育児、介護、仕事などを抱えた様々な女性が参加しやすい工夫が求められていることがうかがえます。（問21）

○ 「文京区男女平等センター」の認知度は、前回調査時よりも低い

「文京区男女平等センター」の認知度は、今回調査が3割半ばとなっており、前回調査（約4割）よりも低くなっています。また、女性50歳以上では1割台の人が利用していますが、それ以外の男女・年代は1割未満にとどまっています。（問34）

（3）働く場面

○ 職場における平等感は、全国と比べて低い

職場において、「平等」と感じている人は約2割で、全国世論調査の約3割よりも10ポイント以上低くなっています。（問6・イ）

○ 「子どもの学校行事への参加」を自分の役割と捉える男性は少ない

家庭における役割分担のうち、「子どもの学校行事への参加」を「主に自分」の役割（「行っていない」と「無回答」を除く）と回答する男性（1割弱）は、女性（約7割）と比べて大幅に低くなっています。（問1・エ）

○ 仕事・家庭生活・個人生活の優先度における希望と現実に、ギャップがある

生活の中での優先度として、性別を問わず、希望では「仕事と家庭生活と個人の生活をともに優先」が最も高くなっています。一方、現実（現状）では、「仕事を優先」が最も高く、希望と現実との間に大きな乖離があることがうかがえます。（問12）

○ ワーク・ライフ・バランスを推進するためには職場における育児休業等の理解が必要

ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこととしては、「育児・介護に関する社会的サポートの充実」の回答が多く、育児休業、介護休業等を取得しやすくする

ために必要なこととして、「職場に取得しやすい雰囲気があること」の回答が多いことから、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、育児・介護に関する社会的サポートの充実とともに、上司、同僚を含めた職場理解の推進が必要であることが分かります。(問13、14)

○ 仕事と家庭の両立に対して負担感を抱く女性は、半数以上である

女性が働き続けることに対する設問では、「女性が男性と対等に仕事をするのは良いことだ」と男性は7割、女性は6割半ばの人が肯定している一方で、「仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている」も高くなっており、特に5割以上の女性が負担を感じています。職場における女性に対する理解不足や家庭内での家事役割が、職場での女性の活躍を阻む要因になっていると考えられます。(問10)

○ 女性の管理職登用への支援策は、男性の働き方の見直しや相談体制・職場環境の充実が必要

女性の管理職登用への支援策としては、男性の働き方の見直し、上司や同僚等周囲の子育てへの理解、女性が働き続けていくことのできる相談体制の充実、育休等の取得が影響しない人事評価、育休等を取得しても働き続けられる体制の整備が求められています。

ワーク・ライフ・バランスの推進と同様に、職場の理解を深めるとともに、労働条件や職場環境、人事評価の方法等の改善を進めていくことが重要です。(問11)

○ 働きやすい職場環境をつくるためには、処遇や労働条件の見直しが重要

性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために重要なこととしては、「性別による賃金格差を是正する」、「育休等を取っても人事評価に影響がないようにする」、「会社が従業員の状況を理解し、一人一人に応じた処遇や働き方を導入する」、「労働時間の短縮などの労働条件を改善する」という回答の割合が高く、労働条件や職場環境、人事評価の方法等の改善を進めていくことが重要です。(問9)

(4) 政策や方針決定への参画の場面

○ 政策や方針決定への参画における平等感は、全国と比べて同程度

政策や方針決定の参加において、「平等」と感じている人は1割半ば(14.3%)で、全国世論調査(14.4%)とほぼ同じとなっています。(問6・オ)

○ 政策決定過程へ女性の進出が進まない原因は、男性の優位性と根強い性別役割意識

「女性の意見が行政に反映されていない」と感じている割合は前回調査から微増しており、反映されていない理由としては「女性議員が少ない」という回答が多く、前回調査から19.8ポイント増加しています。政策決定過程へ女性の進出が進まない原因は、「男性優位に組織が運営されていること」、「家庭・職場・地域において性別役割の意識が強いこと」等、根強い社会通念・しきたり・慣習が強く影響しており、社会全体で意識改革を進める必要があります。(問19、問19-1、問20)

Ⅲ あらゆる暴力の根絶と安全・安心な暮らしの実現

【現行計画で示されている大項目（目標）の考え方】

男女平等参画社会の実現に向け、男女問わず個人として尊重されること、性差等により差別的な取扱いを受けないこと、個人としてその能力を発揮する機会を確保されることなど、人権の尊重が求められています。配偶者暴力やストーカー等の暴力行為、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、性の商品化等は個人の尊厳を傷つける決して許されない行為です。加えてこれらは、子どもや女性、立場的に弱者とされる方々が被害者となるケースが多く、男女平等参画社会を形成していく上で、早急に対応し克服すべき課題です。

また、人間としての尊厳を守るためには、生涯にわたる心と体の健康が欠かせません。特に、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）は、女性の人権にかかわる重要な課題とされています。男女を問わず、人が互いに理解し合い、人権を尊重し合うことは、男女平等参画を推進するための前提です。さらに、個人の自立を容易にするための相談支援体制の充実や社会基盤の整備が求められています。

(1) ドメスティック・バイオレンスの根絶

○ DV被害経験、加害経験の最も多い攻撃は、心理的攻撃である

暴力行為を受けた経験については女性が高くなり、暴力行為をした経験については男性が高くなる傾向が見られました。一番多いDV被害経験、加害経験は、ともに心理的攻撃となっています。（問31）

○ 被害を受けた際の相談先は主に身近な人で、公的機関の利用は少なく認知度も低い

被害を受けた際の相談先の多数は、周りにいる友人・知人や親族であり、区の窓口や法務局の人権相談窓口、東京都女性相談センター等の公的な相談機関の利用は少ない状況です。（問31-1）

公的機関の認知度についても、知らない層は2割半ばとなり、警察以外の相談機関の認知度も低いことから、一層の周知が必要です。（問30）

○ DV被害を受けた人が相談しやすい環境の整備・強化が重要

DV被害を受けた際、「相談したかったが、できなかった」、「相談しようとは思わなかった」と答える層が全体の約6割を占めることから、どのような行為が暴力に当たるのかといったDVについての周知、啓発活動を進めるとともに、相談をしやすい環境の整備・強化が重要となっています。（問31-1）

○ DV相談窓口配慮してほしいことは、匿名性と時間の柔軟性

DV相談窓口配慮してほしいことは、「匿名で相談ができる」、「24時間相談ができる」ことが高くなっており、秘密厳守で緊急時にも対応できる相談窓口の整備が求められています。（問32）

○ 暴力防止及び被害者支援のための対策は、意識啓発と避難所の充実が必要である

暴力防止及び被害者支援のための対策については、「家庭内であれ、暴力は犯罪である」という意識の啓発、「性別にかかわらず、いざという時に被害者が駆け込める緊急避難所（シェルター）の整備」を充実すべきだという回答が多くなっており、DVに関する啓発活動を進めるとともに、DV被害者への支援体制の一層の強化が必要です。（問 33）

（2）あらゆる暴力の根絶

○ ハラスメントの多くは職場であり、意識啓発と相談体制の充実が必要である

ハラスメントの多くは、職場で発生していることが分かりました。職場におけるハラスメント防止策の推進等、更なる対応が必要です。（問 24）

ハラスメントを受けた際、女性は、「相談しても無駄だと思った」、「我慢すればこのままなんとかやっているとやった」等、被害を受けても抱え込む傾向にあり、男性は、「相談することで不利益な扱いをされると思った」、「相談できる人がいなかった」等、相談したくてもできない状況下に置かれている傾向にあることから、職場環境の改善のための取組を進め、気軽に相談ができる相談体制の充実や、その周知・啓発を充実させていくことが必要です。（問 24-3）

○ 女性と男性のイメージに偏りのある表現は、依然としてメディアから発信されている

メディアにおける性や暴力表現に対する意識は、上位1位の項目が前回調査と同じで、「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」となっています。

「女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている」は、前回調査の約2割（上位5位）から今回調査の3割強（上位2位）と高くなっている一方で、「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現がみられる」は、前回調査の約3割（上位2位）から今回調査の約2割（上位4位）と低くなっています。

性的な暴力等につながる表現は抑えられつつありますが、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されていることがうかがえます。（問 27）

（3）生涯を通じた健康支援

○ 健康診断を受診していないのは、男性よりも女性が多い

最近1年間における健康診断の受診状況は、「加入健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）の健康診断で受けた」が6割半ばと最も高くなっています。男女別にみると、「受けなかった」と回答した人の割合は、女性（2割強）の方が男性（1割半ば）よりも高くなっています。

受けなかった理由を男女別にみると、「仕事で忙しいから」は男性（3割強）の方が女性（1割半ば）よりも17.0ポイント、「受ける機会がないから」は男性（3割強）の方が女性（約2割）よりも11.1ポイントそれぞれ高くなっています。（問 22、問 22-1）

○ 女性が性や妊娠・出産に関して自分で決める上で必要なことは、情報と相談体制

女性が性や妊娠・出産に関して自分で決める上で必要なことは、「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」（5割弱）が最も高く、次いで「子どもの成長と発達に応じた性の多様性を含めた性教育」（4割半ば）となっています。

男女別にみると、「子どもの成長と発達に応じた性の多様性を含めた性教育」は、女性（5割強）の方が男性（約4割）よりも11.2ポイント高くなっています。（問23）

（4）人権の尊重と自立への支援

○ 人権に関する問題は、インターネット上でのモラルやマナーと児童虐待が大きい

日本の社会における人権及び人権に関する問題については、「インターネット上での誹謗中傷の書き込み等の対策」、「児童虐待（身体的虐待・性的虐待・養育放棄や怠慢・心理的虐待）に関する防止策」がなされていないという回答が多くなっています。

インターネットが広く普及する中で、利用者のモラルやマナーの改善・周知が求められています。また、児童虐待については、被害を受けた子どもへの支援体制をより強化するとともに、児童虐待の防止策にも一層力を入れていく必要があります。（問26）

（5）男女平等参画の視点に立った防災対策

○ 性別にかかわらず地域の防災リーダーを育成することが重要

「災害対応や復興において性別の違いへの配慮など様々な視点で対応できるよう、性別にかかわらず地域の防災リーダーを育成する」ことが重要であると挙げられています。こちらの回答は、前回調査から19.2ポイント増加しており、昨今の災害発生の状況を踏まえ、様々な視点による防災対応への取組を早急に進めていくことが重要です。（問18）

IV 推進システムの整備

【現行計画で示されている大項目（目標）の考え方】

文京区男女平等参画推進条例では、「区の責務」「区民の責務」「事業者の責務」と3者が主体的に、また協働して男女平等参画社会の実現に向けて取り組むことが義務付けられています。

区民として、自らの自由な意思に基づき、性別役割の意識にとらわれない多様な生き方や社会での活動を選択できるように、男女平等参画についての理解を深めるとともに、事業に関与し推進に努めなければなりません。

区は男女平等参画を推進するための啓発活動や環境整備を行い、施策の推進状況やジェンダーに敏感な視点に立ち男女平等参画を推進しているかを文京区男女平等参画推進会議より評価や提言をうけ、区自らも計画の進捗状況を確認し、各種調査結果を区民に公表するとともに、絶えず施策の見直しや改善を図ります。

○ 女子差別撤廃条約の認知度が向上している

文京区男女平等参画推進条例の認知度は、今回調査と前回調査でほぼ変わらず、3割強となっています。（問7・ソ）

女子差別撤廃条約の認知度は、今回調査（61.2%）の方が前回調査（49.9%）よりも11.3ポイント高くなっています。（問7・セ）

V その他

（1）性の多様性について

○ LGBT（性的マイノリティ）の認知度が向上している

LGBT（性的マイノリティ）の認知度は高く、70.6%の人が「内容を知っている」と回答しており、前回調査から52.0ポイント増えていることから、社会的な認知度は高まっています。（問7）

○ 身近な人からのLGBTQ等のカミングアウト時に対応に困るのは、女性よりも男性が多い

身近な人からLGBTQ等であることを打ち明けられた場合に、これまでと変わりにくく接することができるかとの問いに対して、6割強の人が「できそう」と回答しています。男女別で見ると、「できないかもしれない」と「分からない」の合計は、女性よりも男性の方が高くなっています。（問29）

「できないかもしれない」、「分からない」と回答した理由は、「初めてのことなので、どう対応してよいか分からない」、「なにげない言葉で傷つけてしまうのが怖い」、「認めるべきだと思うが、気持ちがついていかない」といった回答が多く、認識・理解不足が課題となっています。性的指向や性自認に関する正しい知識と理解の促進が必要であることが分かります。（問29-1）